

様式第1号（第3条関係）

誓 約 書

令和 年 月 日

境港市長 様

所 在 地

事業者名称

代表者氏名

⑩

被保険者 様の介護保険福祉用具購入費受領委任払制度の取扱を申し出るに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 特定福祉用具の販売に関しては、関係法令及び境港市介護保険福祉用具購入費受領委任払実施要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- 2 特定福祉用具を購入する被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び環境等を踏まえた適切な福祉用具販売を行うよう努めること。
- 3 特定福祉用具を販売するに当たっては、境港市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めること。
- 4 受領委任払による保険給付額を除いた自己負担額については被保険者から支払いを受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。
- 5 被保険者が、次の事項に該当する場合には、遅延なくその旨を境港市に報告すること。
 - （1）不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - （2）正当な理由なく、当該福祉用具を購入するに当たって必要な手続き等に関して協力しないとき。
- 6 福祉用具販売に関する記録を整備し、販売完了の日から5年間保存すること。
- 7 境港市長が必要と認める指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。
- 8 関係法令、要綱又は本誓約書の事項に違反し、その是正等について境港市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 9 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問調査等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 10 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、販売事業者の職員であった者に、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させること。